

# 大分県公立高等学校に おける合理的配慮の提供

障害を理由とする  
差別の解消の推進に関する法律

公立学校において、  
「合理的配慮の不提供の禁止」  
が法的義務になります。

平成28年4月1日より施行されます。



平成28年3月  
大分県教育委員会

## 合理的配慮とは－障害を理由とする差別の解消に関する法律－

### 第七条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### 公立学校は法的義務です

## 合理的配慮提供手続きマニュアル－高等学校用－

### ① リアル・ニーズ(Real Needs)方式

障がいのある高校生本人の「主観的ニーズ」と、一般的な価値判断に照らして高校側が設定する「客観的ニーズ」が、一致するように組み合わせたニーズ(=Real Needs)を合理的配慮の対象とし、そのための手続きを記しています。

### ② 「選択式」による意思表示

- (1) 高校側は、障がいのあることを届け出ている生徒に、毎年1回、合理的配慮の提供希望について文書等で尋ねます。
- (2) 生徒は、合理的配慮の希望の有無を選びます。 選択1
- (3) 生徒は、合理的配慮の有無を希望した後も、話し合いの場で自分の意思を変更することができます(年2回以上を予定)。
- (4) 「希望有り」を選んだ生徒は、高校側から提示された実施可能な合理的配慮の提供項目リストから希望するものを選び、文書で提出します。 選択2
- (5) 高校側は、生徒が選んだ各項目の「適切性」を判断した後、配慮提供が決まったものは項目一覧にして、本人に通知します。

## 合理的配慮の提供にあたって

### 公立高校が行うこと

各校においては、自校版手続きマニュアルの作成や実施状況の確認が必要となります

- 高校は、「合理的配慮提供手続きマニュアル－高等学校用－」を参考に、「自校版の手続きマニュアル」を作成し、備えておきます。
- また、学期末（又は前後期末）ごとに、自校の教員を対象に合理的配慮の実施状況調査を行い、生徒が選んだ合理的配慮が確実に実施されているか、確認します。
- なお、実施可能な合理的配慮の提供項目リストについては、自校のホームページ上で公開し、障がいのある生徒が不利にならないようにします。

### 県教育委員会が行うこと

県教育委員会においては、マニュアルの作成状況や合理的配慮の実施状況の把握が必要となります

- 県教育委員会は、各高校を対象に、「自校版の手続きマニュアル」作成状況等の調査を行い、体制が整っているかを把握します。
- また、合理的配慮提供の実施調査を行い、合理的配慮の提供に係る実態を把握します。

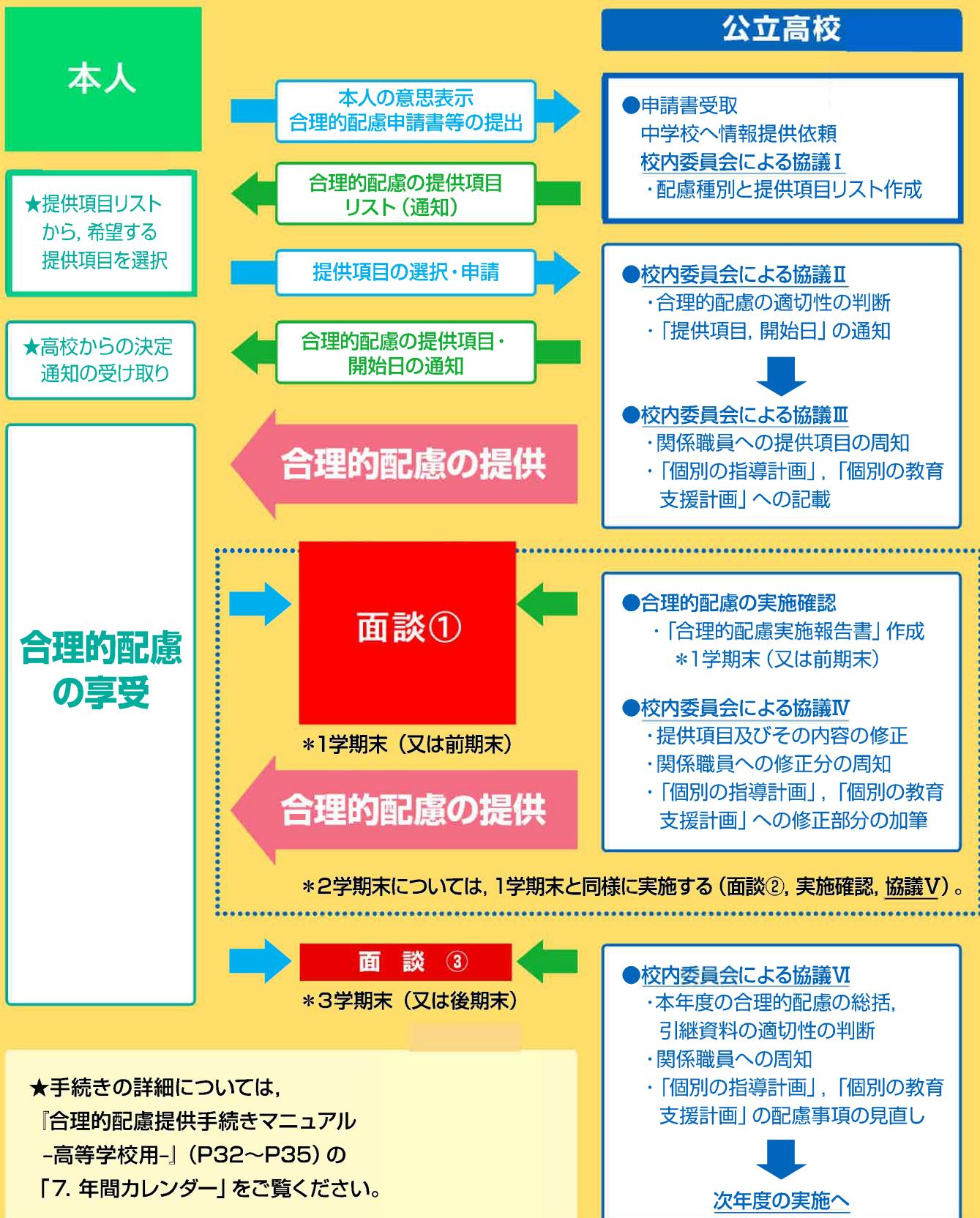
## Q&A 合理的配慮の未実施や不一致がある場合は？

選択された合理的配慮が実施されなかった場合や、合理的配慮の内容について、高校側と生徒で一致しなかった場合は、① 在籍する高校への「相談」、② 県教育委員会（高校教育課）における「調整」を行います。

### ポイント 自己理解の促進

- 公立高校に在籍する障がいのある生徒への合理的配慮提供は法的義務です。
- 同時に、障がいのある生徒には、配慮提供までの手続きを通して、自分の障がいによる学習上・生活上の困難への理解を深め、主体的に克服し、成長してほしいと願っています。
- そのため、具体的な選択を通して、「この配慮は自分に必要だろうか？」「自分にとって必要な配慮とは何だろうか？」ということ等を、保護者の方々や専門家の意見を参考にしながら、自分で考える力を身につけていくことが重要です。

# 合理的配慮決定・実施の手続き



\*このリーフレットでは、法令に関する部分は「障害」、それ以外の部分は「障がい」と表記しています。  
\*このリーフレットでは、「高等学校」は、必要がある場合を除き「高校」と表記しています。